

(2026年4月1日発表)

災害救助法に基づく救助実施市の指定

静岡市は、2026年4月1日付けで災害救助法に基づく「救助実施市」に指定されました。この指定により、災害救助法が適用される災害発生時には、これまで静岡県が行ってきた災害救助法に基づく救助を、静岡市が自らの権限で迅速に実施できるようになります。

【趣旨・背景】

(1) 制度の概要

- ・「救助実施市」とは、災害救助法に基づく救助を円滑かつ迅速に行うため、政令指定都市が道府県に代わり、災害救助法適用を自ら決定し、被災者の救助を行うことを可能とする制度です。
- ・この制度は、2018年6月の災害救助法改正により創設され、2019年4月1日から運用が始まりました。
- ・2026年3月末時点で13の政令指定都市が指定されており、2026年4月1日付けで、新たに静岡市と浜松市が指定されました。

(2) 指定までの経緯

- ・静岡市では、2022年に発生した台風15号により災害救助法が適用されました。その際、被災者への支援をより迅速に行う必要性を強く認識しました。
- ・この経験を踏まえ、災害発生時に静岡市が自ら救助の実施主体として災害救助法に基づく救助を行えるよう、救助実施市の指定を目指してきました。
- ・災害救助法に基づく救助には、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しなどによる食品の給与、飲料水の供給、被服や寝具など生活必需品の給与または貸与、医療及び助産、被災者の救出が含まれます。このほか、福祉サービスの提供、住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理及び障害物の除去が行われます。

【指定によるメリット】

- ・静岡市は、海・山・河川・半島部を併せ持つ広い市域を有しており、地域ごとに異なる災害リスクを抱えています。
- ・地域の実情を最も把握している基礎自治体である静岡市が救助の実施主体となることで、救助に関わる事務の細部について、国と直接協議が可能となります。
- ・これにより、避難者のニーズに応じた避難所の設置や応急仮設住宅の早期供与など、被災者一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援につながります。

【関連ホームページ】

救助実施市の指定(内閣府)

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b9.pdf

【問い合わせ先】

危機管理局危機管理課(静岡庁舎3階)、担当者:長島、池沼 電話:054-221-1012